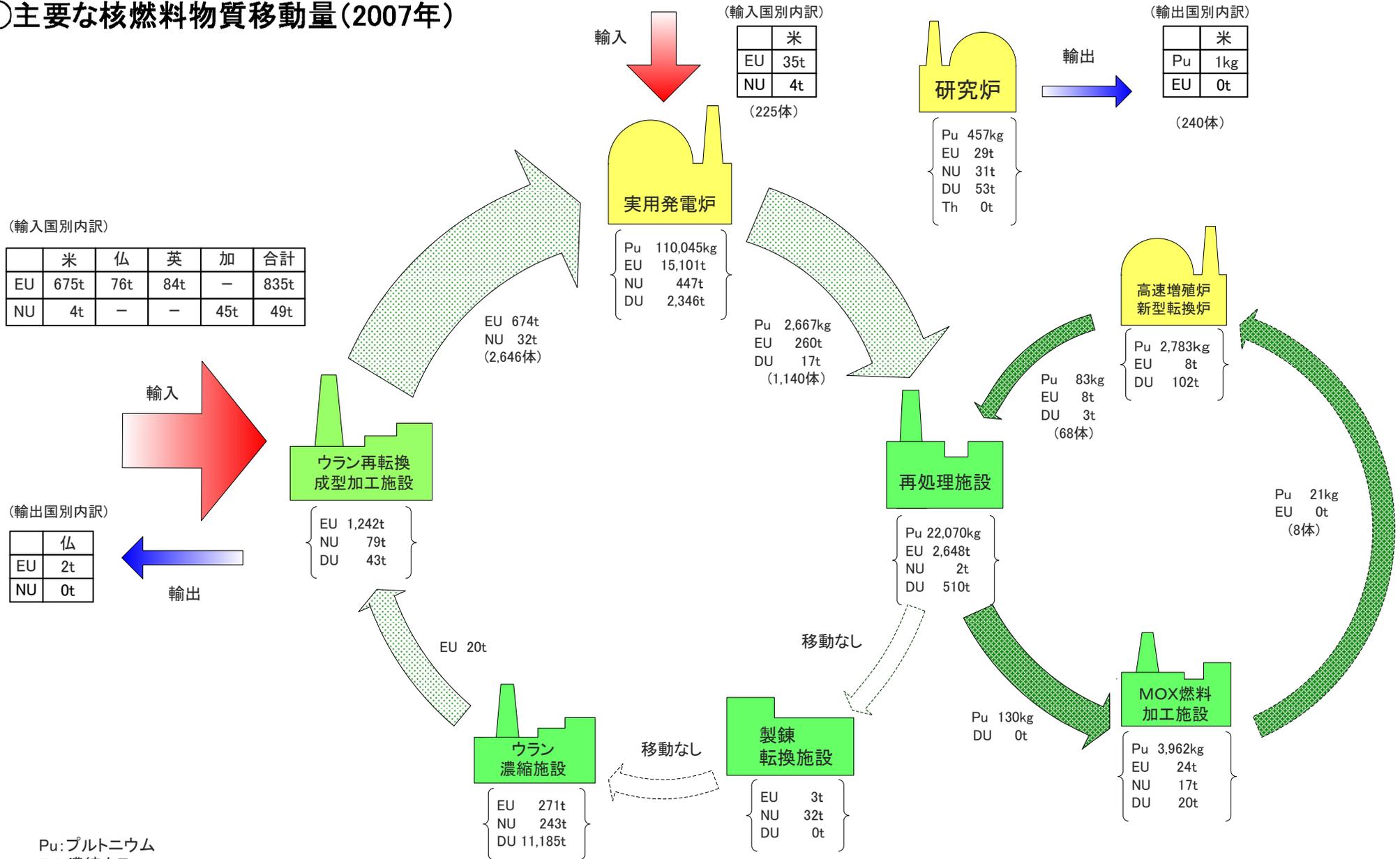


(1)我が国における保障措置に係る核燃料物質量一覧

①主要な核燃料物質移動量(2007年)



Pu: プルトニウム
 EU: 濃縮ウラン
 NU: 天然ウラン
 DU: 劣化ウラン
 Th: トリウム
 (): 燃料単位体数

注1) 使用に係る核燃料物質の移動については、多岐に亘るため、MOX燃料加工施設及び製錬転換施設を除き省略している。施設別の在庫量については、2007年12月31日現在の量を記載している。

注2) プルトニウム量については、「国際プルトニウム指針」に基づきIAEAに報告する我が国のプルトニウム保有量であり、原子炉内装荷分は除かれる。但し、保障措置上は、国内の全てのプルトニウムをその対象とする観点から、原子炉内装荷分(常陽及びもんじゅに1,702kg在庫)も含めて管理している。

(1) ② 原子炉等規制法上の規制区分別内訳

(2007年12月31日現在)

核燃料物質の区分 注1) 原子炉等規制 法上の規制区分	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	濃縮ウラン		トリウム (t)	プルトニウム注2) (kg)
			U(t)	U-235(t)		
製 錬	-	-	-	-	-	-
加 工	323	11,228	1,513	61	0	-
原 子 炉注3)	478	2,502	15,137	329	0	113,285
再 処 理	2	510	2,648	25	0	22,070
使 用注4)	79	45	35	1	2	4,036
合 計注5)	881	14,284	19,334	416	3	139,390

注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的状態によらず合計量を記載している。

注2) プルトニウム量については、「国際プルトニウム指針」に基づきIAEAに報告する我が国のプルトニウム保有量であり、原子炉内装荷分は除かれる。但し、保障措置上は、国内の全てのプルトニウムをその対象とする観点から、原子炉内装荷分(常陽及びもんじゅに1,702kg在庫)も含めて管理している。

注3) 東京電力福島第一原子力発電所使用済燃料共用プール(使用施設)分を含む。

注4) 核燃料物質の使用の許可を受けた使用者及び法律第52条第1項第5号の政令で定める種類及び数量以下の使用者の核燃料物質の合計量を記載している。

注5) 四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

(1) ③ 国籍区分別内訳

(2007年12月31日現在)

核燃料物質の区分 注1) 国籍の区分 注2)	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	濃縮ウラン		トリウム (t)	プルトニウム ^{注3)} (kg)
			U(t)	U235(t)		
アメリカ	107	3,021	14,163	297	1	100,740
イギリス	14	437	1,867	34	0	16,459
フランス	44	5,944	5,019	89	0	40,807
カナダ	426	4,764	5,244	105	0	42,381
オーストラリア	32	896	3,349	70	-	23,534
中国	53	168	269	10	-	523
ユーラトム	55	5,959	6,015	118	0	5,178
IAEA	0	2	0	0	-	1
その他	253	1,950	385	12	2	2,242

注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的状態によらず合計量を記載している。

注2) (1)②原子炉等規制法上の規制区分別内訳に示した核燃料物質量を国籍別に計上している。
なお、複数国籍のものはそれぞれの国籍区分に重複して計上している。

注3) プルトニウム量については「国際プルトニウム指針」に基づきIAEAに報告する我が国のプルトニウム保有量であり、原子炉内装荷分は除かれる。
但し、保障措置上は、国内の全てのプルトニウムをその対象とする観点から、原子炉内装荷分も含めて管理している。